

議案第4号

南房総市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
南房総市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市職員定数条例の一部を改正する条例
南房総市職員定数条例（平成18年南房総市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「40人」を「50人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号 南房総市職員定数条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 380人(うち病院事業職員<u>50人</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 380人(うち病院事業職員<u>40人</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>

附 則 (抄)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。